

(3) 令和6年度の市県民税の納付方法

定額減税の適用の有無や課税内容により、以下のいずれかのパターンとなります。

① 給与から個人住民税が差し引かれる方 —— 給与からの特別徴収

(a) 定額減税の適用があり、所得割+均等割・森林環境税が課税の場合

定額減税額控除後の金額を11回に分割し、7月から翌年5月までの給与から差し引いて納めていただきます



(b) 定額減税の適用があり、均等割・森林環境税のみ課税の場合

定額減税額控除後の金額を7月の給与から差し引いて納めていただきます



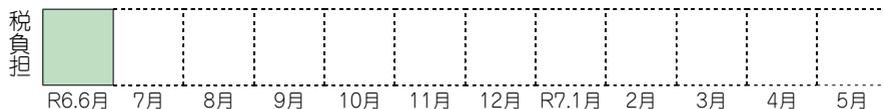
(c) 定額減税の適用がなく、所得割+均等割・森林環境税が課税の場合

6月から翌年5月までの給与から差し引いて納めていただきます



(d) 定額減税の適用がなく、均等割・森林環境税のみ課税の場合

6月の給与から差し引いて納めていただきます



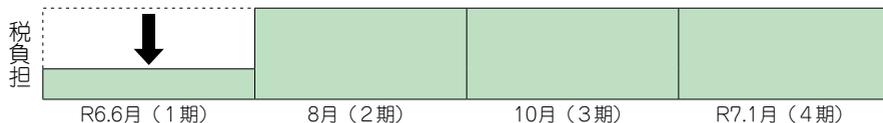
② 個人事業主の方など(納付書及び口座振替で納付いただく方) —— 普通徴収

(e) 定額減税の適用があり、所得割+均等割・森林環境税が課税の場合

定額減税の適用があり、均等割・森林環境税のみ課税の場合

令和6年6月分(第1期分)から定額減税額を控除し、控除後の税額を納付していただきます

(控除しきれない場合は8月分(第2期分)以降の税額から順次控除)



- (f) 定額減税の適用がなく、所得割+均等割・森林環境税が課税の場合
令和6年6月分(第1期分)から4期に分けて納付していただきます



- (g) 定額減税の適用がなく、均等割・森林環境税のみ課税の場合
令和6年6月分(第1期分)のみ納付していただきます



③ 公的年金から個人住民税が差し引かれる方 —— 公的年金からの特別徴収

- (h) 定額減税の適用があり、所得割+均等割・森林環境税が課税の場合
定額減税の適用があり、均等割・森林環境税のみ課税の場合

10月分から定額減税額を控除し、控除後の税額を公的年金からの特別徴収により納めていただきます

(控除しきれない場合は12月分以降の税額から順次控除)

※仮徴収の期間は控除しません

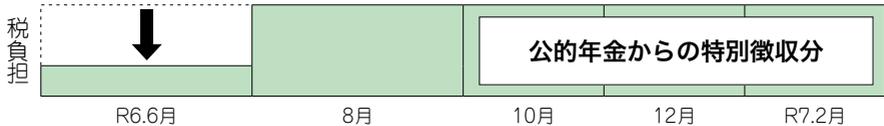


- (i) 定額減税の適用があり、所得割+均等割・森林環境税が課税の場合で、**公的年金からの特別徴収が初年度の方**

ア. 普通徴収の令和6年6月分から定額減税額を控除し、控除後の税額を納付していただきます

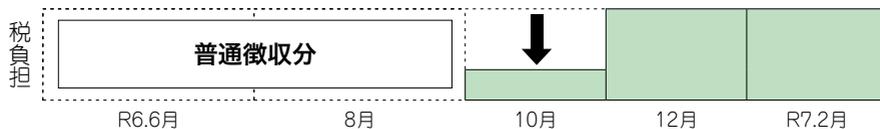
(控除しきれない場合は8月分から控除)

(普通徴収)



イ. アで定額減税額が控除しきれない場合は、公的年金の特別徴収10月分から定額減税額を順次控除し、控除後の税額を特別徴収により納めていただきます

(公的年金からの特別徴収)



個人市民税

市税のあらまし